

静岡文化芸術大学文化・芸術研究センター運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡文化芸術大学文化・芸術研究センター規則第4条の規定に基づき静岡文化芸術大学文化・芸術研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織その他必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 文化・芸術研究センター長
- (2) 各学部長
- (3) 各研究科長
- (4) 事務局長
- (5) その他学長が必要と認める者

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、必要に応じて学長に報告する。

- (1) 文化・芸術研究センター（以下「センター」という。）運営の基本方針に関すること。
- (2) 両学部及び外部機関との交流促進に関すること。
- (3) 公開講座、公開工房等の企画、立案及び運営に関すること。
- (4) 自由創造工房の活用に関すること。
- (5) その他センターに関する必要な事項

(委員の任期)

第4条 第2条第5号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任は妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、文化・芸術研究センター長を充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し議長となる。

- 2 会議は委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議長は必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(専門部会)

第7条 センターの運営等に関する専門的な事項を検討するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会については別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は**地域連携室**で処理する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

これにより静岡文化芸術大学地域交流委員会規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。